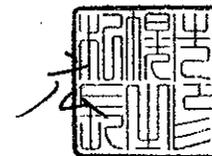


札幌市敬老優待乗車証交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月25日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第2号

札幌市敬老優待乗車証交付規則の一部を改正する規則

第1条 札幌市敬老優待乗車証交付規則（平成28年規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(交付対象者)	(交付対象者)
第4条 この規則により敬老優待乗車証の交付を受けることが	第4条 この規則により敬老優待乗車証の交付を受けることが

改正前	改正後
<p>できる者（以下「交付対象者」という。）は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出をして本市に居住している者で、満70歳以上のもの（敬老優待乗車証の交付を受けた日の属する月の翌月に満70歳に達するものを含む。）とする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>できる者（以下「交付対象者」という。）は、<u>本市の住民基本台帳に記録されている者で、満70歳以上のもの（敬老優待乗車証の交付を受ける日において満70歳に達していない者で、同日の属する月の末日までに満70歳に達するものを含む。）とする。</u></p> <p>2 （略）</p>

第2条 札幌市敬老優待乗車証交付規則の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 民営乗合自動車 <u>ジェイ・アール北海道バス株式会</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 民営乗合自動車 <u>市長が別に定める事業者が道路運送</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="264 245 1104 408"><u>社、北海道中央バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社が経営する一般乗合自動車</u>をいう。</p> <p data-bbox="232 624 405 659">(3) (略)</p> <p data-bbox="232 687 1104 975">(4) 敬老ICカード 市営交通機関等及び民営乗合自動車（<u>夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社が経営する一般乗合自動車</u>を除く。）を利用する際の普通料金、普通運賃又は普通乗継乗車料金の支払及び敬老乗車券との引換えに利用できる電磁的情報を付与した乗車証をいう。</p> <p data-bbox="232 1003 1104 1163">(5) 敬老乗車券 1冊につき普通運賃に換算して1万円に達するまで<u>夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社が経営する一般乗合自動車</u>を利用できる乗車券をいう。</p> <p data-bbox="232 1254 595 1350">(6)～(9) (略) (通用範囲及び使用方法)</p>	<p data-bbox="1193 245 2051 360"><u>法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業において運行する自動車</u>をいう。</p> <p data-bbox="1167 443 2051 603">(2)の2 <u>乗合運送許可自動車</u> 市長が別に定める事業者が<u>道路運送法第21条第2号の許可</u>を受けて乗合旅客の運送のために運行する自動車をいう。</p> <p data-bbox="1167 632 1339 667">(3) (略)</p> <p data-bbox="1167 695 2051 983">(4) 敬老ICカード 市営交通機関等及び民営乗合自動車（<u>市長が別に定める事業者が運行する自動車</u>を除く。）を利用する際の普通料金、普通運賃又は普通乗継乗車料金の支払並びに敬老乗車券との引換えに利用できる電磁的情報を付与した乗車証をいう。</p> <p data-bbox="1167 1011 2051 1235">(5) 敬老乗車券 1冊につき普通運賃又は普通乗継乗車料金の換算して1万円に達するまで<u>民営乗合自動車（市長が別に定める事業者が運行する自動車に限る。）及び乗合運送許可自動車</u>を利用できる乗車券をいう。</p> <p data-bbox="1167 1264 1525 1359">(6)～(9) (略) (通用範囲及び使用方法)</p>

改正前	改正後
<p>第3条 敬老優待乗車証の通用範囲は、市営交通機関等及び民営乗合自動車の<u>運転系統</u>のうち本市の区域内の停留所相互間とする。</p> <p>2 敬老優待乗車証は、現金との併用のみを可能とし、敬老優待乗車証以外の<u>他の回数券、定期券等との併用及び引換え</u>はできないものとする。</p> <p>3 敬老優待乗車証の使用方法については、この規則に定めるもののほか、札幌市が経営する高速電車にあつては交通事業管理者が、軌道運送事業者が経営する電車にあつては当該軌道運送事業者が、民営乗合自動車にあつては当該民営乗合自動車を<u>経営する事業者が定めるところによるものとする。</u></p> <p>(交付対象者)</p>	<p>第3条 敬老優待乗車証の通用範囲は、市営交通機関等、<u>民営乗合自動車及び乗合運送許可自動車の運行系統</u>のうち本市の区域内の停留所相互間とする。</p> <p>2 敬老優待乗車証は、現金及び市長が別に定める回数券との併用のみを可能とし、<u>現金、敬老優待乗車証以外の回数券、定期券等との引換え</u>はできないものとする。</p> <p>3 敬老優待乗車証の使用方法については、この規則に定めるもののほか、札幌市が経営する高速電車にあつては交通事業管理者が、軌道運送事業者が経営する電車にあつては当該軌道運送事業者が、民営乗合自動車にあつては当該民営乗合自動車を<u>運行する事業者が、乗合運送許可自動車にあつては当該乗合運送許可自動車を運行する事業者が定めるところによるものとする。</u></p> <p>(交付対象者)</p>
<p>第4条 この規則により敬老優待乗車証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、<u>満70歳以上</u>のもの（敬老優待乗車証の交付を受ける日において<u>満70歳</u>に達していない者</p>	<p>第4条 この規則により敬老優待乗車証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、<u>満75歳以上</u>のもの（敬老優待乗車証の交付を受ける日において<u>満75歳</u>に達していない者</p>

改正前

で、同日の属する月の末日までに満70歳に達するものを含む。)とする。

2 (略)

(利用者負担金の納付)

第6条 (略)

2 前項の規定により利用者負担金を納付しようとする敬老ICカード所持者は、納付書を次表の左欄に掲げる納付書に記載された納付書番号の順に使用し、それぞれ同表の右欄に定める利用者負担金を納付するものとする。この場合において、敬老ICカードにチャージされる敬老ポイントは、利用者負担金を納付した納付書1枚につき10,000ポイントとする。

納付書番号	利用者負担金
1	1,000円
2	2,000円
3	3,000円
4	2,000円

改正後

で、同日の属する月の末日までに満75歳に達するものを含む。)とする。

2 (略)

(利用者負担金の納付)

第6条 (略)

2 前項の規定により利用者負担金を納付しようとする敬老ICカード所持者は、納付書をそれに記載された1から4までの納付書番号の順に使用し、納付書1枚につき5,000円の利用者負担金を納付するものとする。この場合において、敬老ICカードにチャージされる敬老ポイントは、利用者負担金を納付した納付書1枚につき10,000ポイントとする。

改正前		改正後
5	2,000円	
6	3,500円	
7	3,500円	
<p>3 敬老ICカード所持者が1年度に敬老ICカードにチャージすることのできる敬老ポイントは<u>70,000ポイント</u>（年度の途中で新たに交付対象者となった者にあつては、市長が別に定めるポイント数）を上限とし、敬老ICカード1枚当たりにチャージすることのできる敬老ポイントは71,000ポイントを上限とする。</p>		<p>3 敬老ICカード所持者が1年度に敬老ICカードにチャージすることのできる敬老ポイントは<u>40,000ポイント</u>（新たに前条第1項の規定による申請をした者における当該申請をした年度にあつては、市長が別に定めるポイント数）を上限とし、敬老ICカード1枚当たりにチャージすることのできる敬老ポイントは71,000ポイントを上限とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定は、同年3月1日から施行する。

（令和8年4月1日以降の交付対象者に係る経過措置）

2 第2条の規定による改正後の第4条第1項の規定は、施行日以後に札幌市敬老優待乗車証交付規則第5条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）をする者（第3号に該当する者を除く。）について適用し、施行日において満75歳に達していない者で次の各号のいずれかに該当するものについては、その者が満75歳に達するまでの間は、なお従前の例による。

- (1) 施行日の前日において敬老優待乗車証を所持している者
- (2) 施行日前に交付申請をしている者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 施行日の前日において満70歳に達している者で、施行日から令和8年4月14日までの間に交付申請をするもの（同月の末日までに満75歳に達する者を除き、施行日前から本市に引き続き居住している者に限る。）

（令和8年度から令和10年度までの間の利用者負担金に係る経過措置）

3 令和8年度から令和10年度までの間における次の各号のいずれかに該当する者に係る第2条の規定による改正後の第6条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「それに記載された1から4までの納付書番号の順に使用し、納付書1枚につき5,000円の」とあるのは「札幌市敬老優待乗車証交付規則の一部を改正する規則（令和8年規則第2号。次項において「改正規則」という。）附則別表1の左欄に掲げる年度においては、それぞれ同表の中欄に掲げる納付書に記載された納付書番号の順に使用し、それぞれ同表の右欄に定める」と、同条第3項中「1年度」とあるのは「改正規則附則別表2の左欄に掲げる年度」と、「40,000ポイント（新たに前条第1項の規定による申請をした者における当該申請をした年度にあつては、市長が別に定めるポイント数）」とあるのは「それぞれ同表の右欄に掲げるポイント数」とする。

- (1) 施行日前に敬老優待乗車証の交付を受け、当該敬老優待乗車証を引き続き所持している者
- (2) 前項の規定によりなお従前の例によることとされた者で、施行日以後に敬老優待乗車証の交付を受け、当該敬老優待乗車証を引き続き所持しているもの

附則別表1

年度	納付書番号	利用者負担金
令和8年度	1	2,500円

	2	3,500円
	3	4,500円
	4	3,500円
	5	3,500円
	6	6,500円
	7	4,000円
令和9年度	1	4,000円
	2	4,000円
	3	7,000円
	4	5,000円
	5	5,000円
	6	5,000円
令和10年度	1	5,000円
	2	5,000円
	3	5,000円
	4	5,000円

	5	5,000円
--	---	--------

附則別表2

年度	ポイント数
令和8年度	70,000ポイント
令和9年度	60,000ポイント
令和10年度	50,000ポイント